

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

一般財団法人 全日本ろうあ連盟

一般財団法人 全日本ろうあ連盟の概要

1. 設立年月日:昭和22年5月25日

2. 活動目的及び主な活動内容:

全日本ろうあ連盟は全国47都道府県に加盟団体を擁する全国唯一のろう者の団体です。1947年5月25日、群馬県伊香保温泉で「ろうあ者の人権を尊重し文化水準の向上を図りその福祉を増進すること」を目的に結成して以来、全国の仲間と共にろう者の暮らしと権利を守るために運動を進め、本年で創立70周年を迎えました。長い間の運動の歴史において、民法11条改正、運転免許資格獲得、差別法規撤廃などの法改正、手話通訳制度の確立などの成果を上げ、障害者基本法に「言語(手話を含む)」と規定されるなど、ろう者の存在や「手話は言語である」等の認知を広げることができました。また、私たちが2013年から取り組んできた「手話言語法制定を求める意見書」の採択運動は、2016年3月3日をもって全ての都道府県・全ての市町村議会で意見書が可決され、100%採択という成果をあげています。

2016年6月に設立した手話を広める知事の会(43都道府県)、全国手話言語市区長会(321市区長)、各地で手話言語条例制定される(101自治体)等、手話言語のうねりの高さを示しています。

しかし、音声中心の社会に起因する情報アクセスのしづらさ、コミュニケーションの取りづらさによる課題はまだたくさん残されています。「当たり前にある情報を、当たり前を受け取ることができる環境」の実現に向けて、私たちろう者自身が引き続き取り組んでいく必要があります。私たちは先人が守ってきた手話を継承し、更に発展させるために、すべての障害者のあらゆる情報アクセスやコミュニケーションを保障し、自らの意思でコミュニケーションの方法や手段を選択できる「情報・コミュニケーション法」、手話を音声言語と同様に一つの言語として認め、手話言語が獲得できる環境を整備する「手話言語法」の法制化を目指していきます。

基本的な取り組みは次の通りです。

- ・手話通訳の認知・手話通訳事業の制度化
- ・聴覚障害を理由とする差別的な処遇の撤廃
- ・聴覚障害者の社会参加と自立の推進

3. 加盟団体数(又は支部数等):47団体(全国都道府県に1団体・平成29年5月時点)

4. 会員数:19,369名(平成29年3月時点)。

5. 法人代表:理事長 石野富志三郎

視点-1 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

1. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

- ①視覚・聴覚言語障害者支援体制加算を維持する必要があります。
- ②児童福祉法の障害児通所支援(児童発達・放課後等デイサービス)に「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を適用する必要があります。

2. 食事提供体制加算について経過措置の打ち切りをやめ、これからも加算を継続する必要があります。

視点-2 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

ろう重複や聴覚障害児・者の支援について専門性のある事業所が、全国にまだまだ数が少ないため、今後地域においてサービス提供できるよう構築する必要があります。

視点-3 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から2倍以上に増加し、毎年10%近い伸びを示している中で持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業は、地域に信頼される事業であるために質の向上が必要です。

地域の聴覚障害者協会などの当事者団体、親の会などと事業所運営に関して連携と意見交換を行いながら運営を実施しているかどうか検証する必要があります。

視点-1 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

1. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

- ①視覚・聴覚言語障害者支援体制加算を維持する必要があります。
- ②児童福祉法の障害児通所支援(児童発達・放課後等デイサービス)に「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を適用する必要があります。

【意見・提案を行う背景、論拠】

障害者権利条約の批准、また障害者差別解消法に基づく環境整備、合理的配慮の提供が必要なため、全ての聴覚障害児・者が、情報アクセスとコミュニケーションのバリアなく、自ら選択する言語やコミュニケーション手段で障害福祉サービスの利用ができるよう整備して行くことが必要です。また、聴覚障害児・者の発達保障を考えると、集団保障も重要です。

【意見・提案の内容】

国保連の平成28年12月データによると視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取得率は、低い数字になっているが、これはろう重複障害者等の対象人口が少数であり、またろう重複障害者の専門施設はごく限られた数であるためと考えられます。(※参考資料2)

全国ろう重複障害者施設連絡協議会(以下、ろう重複協・※参考資料1)の平成29年度基礎データ調査によると、協議会に加盟している事業所の90.4%の事業所が視覚・聴覚言語障害者支援体制加算を算定しており、高い取得率となっています。

全国的に見ても聴覚障害者、ろう重複障害者等の専門施設は、数がまだまだ少なく地域格差が大きいといわざるを得ない現状がある。聴覚障害児、ろう重複障害児の専門施設はなおさらです。(全国聴覚・ろう重複児施設協議会・参考資料3)

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

聴覚障害児やろう重複児のコミュニケーション手段や言語獲得の状況は個別性が強く、より質の高いサービスを提供していくためには、手話言語を含む様々なコミュニケーションや聴覚障害についての専門性を有する支援者の体制を整えることが不可欠と考えます。現在、成人のろう重複障害者等が利用する日中サービスや施設入所、共同生活援助について、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算が適用されているが、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては適用されていません。

全国の特別支援学校の在学者数は単一障害学級の聴覚障害が5,218人、重複障害学級の聴覚障害が3,351人、合計8,569人(文部科学省平成26年度特別支援教育資料)となっており、今後も聴覚障害児やろう重複児のための放課後等デイサービスや児童発達支援の利用ニーズは高まることが予想されます。

手話言語を含む様々なコミュニケーションや聴覚障害についての専門性を有する職員を配置している児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所に対して、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の適用を強く求めます。

2. 食事提供体制加算について経過措置の打ち切りをやめ、これからも加算を継続する必要があります。

【意見・提案を行う背景、論拠】

利用者の中には、健康維持増進のためにも食事面での栄養バランスなどを支援する必要がある利用者も多く、加算がなくなるとインスタント食品やレトルト食品ばかりになり、栄養のバランスを崩してしまう利用者が多数でてくることとなります。

【意見・提案の内容】

ろう重複協の平成29年度基礎データ調査によると、日中活動サービスの中で食事提供体制加算を算定している事業所が54.5%となっています。(参考資料2)

利用者の健康維持増進に大きな役割を果たしている食事提供体制加算の継続を強く求めます。

視点-2地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

【意見・提案を行う背景、論拠】

障害者権利条約の批准、また障害者差別解消法に基づく環境整備、合理的配慮の提供が必要なため、全ての聴覚障害児・者が、情報アクセスとコミュニケーションのバリアなく、自ら選択する言語やコミュニケーション手段で障害福祉サービスの利用ができるよう整備して行くことが必要です。また、聴覚障害児・者の発達保障を考えると、集団保障も重要です。

【意見・提案の内容】

全国的に見てもろう重複や聴覚障害児・者の専門施設は、数がまだまだ少なく地域格差が大きいといわざるを得ない現状があります。聴覚障害児、ろう重複障害児の専門施設はなおさらです。(全国聴覚・ろう重複児施設協議会・参考資料3)

国及び地方自治体と聴覚障害者協会など当事者団体や親の会など関係団体が力をあわせて事業所を全国各地に広げていく必要があります。(参考資料4)

視点-3 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から2倍以上に増加し、毎年10%近い伸びを示している中で持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

【意見・提案を行う背景、論拠】

障害者権利条約の批准、また障害者差別解消法に基づく環境整備、合理的配慮の提供が必要なため、全ての聴覚障害児・者が、情報アクセスとコミュニケーションのバリアなく、自ら選択する言語やコミュニケーション手段で障害福祉サービスの利用ができるよう整備して行くことが必要です。また、聴覚障害児・者の発達保障を考えると、集団保障も重要です。

【意見・提案の内容】

児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業は、地域に信頼される事業であるために質の向上を図る必要があります。

地域のろう学校など特別支援学校及び地域の聴覚障害者協会など当事者団体、親の会などと事業所運営に関して連携と意見交換を行いながら運営している事業所を評価します。

(参考資料1)

全国ろう重複障害者施設連絡協議会(1997年4月1日発足・現在49ヶ所)

No	施設名	事業名	所在地	No	施設名	事業名	所在地
1	わかふじ寮	就労移行支援・施設入所支援・就労継続支援B型	北海道上川郡新得町西三条北1丁目5-3	26	京都市西ノ京障害者授産所青空工房	就労移行支援・生活介護	京都府京都市中京区西ノ京東中合町2
2	第2わかふじ寮	生活介護・施設入所支援	北海道上川郡新得町西三条北1丁目5-3	27	京都市聴覚言語障害センター若木寮	施設入所支援・生活介護・就労移行支援	京都府京都市中京区西ノ京東中合町2
3	ほほえみ作業所	就労継続支援B型	北海道札幌市白石区菊水元町5条1丁目9-8	28	第2あおぞら就労支援事業所	就労継続支援B型	京都府京都市中京区西ノ京南壺井町28-1
4	ほほえみ西	地域活動支援センター	北海道札幌市西区二十四軒4条3丁目4-35 カルテド札幌108	29	就労支援センターみなみかぜ	就労継続支援B型・自立訓練	京都府城陽市寺田林ノ口11-64
5	ほほえみ厚別	地域活動支援センター	北海道札幌市札幌市白石区栄通18丁目10-16 ハマナスビル103号	30	いっぽの家	就労継続支援B型・生活介護	奈良県大和郡山市杉町134-5
6	宮城ろう重複そよかぜの広場	小規模作業所	宮城県仙台市太白区郡山三丁目5番32号	31	なかまの里	生活介護・施設入所支援・就労移行支援	大阪府泉南郡熊取町久保2329
7	なのはなの家	就労継続支援B型	福島県福島市森合字台4番地	32	ほくぶ障害者作業所	就労継続支援B型・生活介護	大阪府堺市北区南花田町536-1
8	けやき	地域活動支援センター	福島県郡山市大槻町字小山田13	33	あいらぶ工房	就労継続支援B型・生活介護	大阪府大阪市港区港晴1-7-4
9	らいおん工房	就労継続支援B型	千葉県千葉市中央区港町1-2	34	北摂聴覚障害者センターほくほく	就労継続支援B型	大阪府吹田市岸部中3-13-4
10	たましろの郷	生活介護・施設入所支援	東京都青梅市長淵5-1420-2	35	くじら共同作業所	就労継続支援B型・生活介護	和歌山県和歌山市六十谷490-5
11	ふれあいの里・どんぐり	生活介護・施設入所支援	埼玉県入間郡毛呂山町西大久保695-2	36	田辺くじら作業所(分所)	就労継続支援B型(分所)	和歌山県田辺市上の山2-12-58
12	春里どんぐりの家	就労継続支援B型・生活介護	埼玉県さいたま市見沼区小深作186-2	37	たじま聴覚障害者センター	就労継続支援B型	兵庫県豊岡市城南町23番6号豊岡健康福祉センター2階
13	あさひ共同作業所	地域活動支援センター	新潟県新潟市東区小金町1-7-15	38	たつのころあハウス	就労継続支援B型	兵庫県尼崎市立花町4丁目8番12号
14	手楽来家	就労継続支援B型	新潟市江南区東船場3丁目1-28	39	神戸ろうあハウス	就労継続支援B型	兵庫県神戸市兵庫区駅南通5丁目4 西高架下16
15	光道園 光が丘ワークセンター	施設入所支援・生活介護	福井県丹生郡朝日町朝日22-2-2	40	おのころの家	就労継続支援B型	兵庫県洲本市中川原町中川原222-2
16	まつぼっくり	生活介護	静岡県浜松市浜北区善地692	41	はりまふくろうの家	就労継続支援B型	兵庫県姫路市東延末2-51中川ビル1階
17	遠州みみの里	就労継続支援B型・生活介護	静岡県浜松市中区和合町220-387	42	やまもも	地域活動支援センター	徳島県徳島市中島町4丁目4-4
18	ありんこの里	就労継続支援B型	静岡県静岡市駿河区西脇1142-2 8.11号室	43	聴覚障害者就労継続支援センターふくろう	就労継続支援B型	鳥取県米子市義方町11-39
19	聴覚障害者支援事業所 ほっとくる	地域活動支援センター	愛知県名古屋市中区熱田区神宮3丁目3-11	44	広島ろう重複障害者 アイラブ作業所	就労継続B型・生活介護	広島県広島市中区吉島西1-7-2
20	聴覚・ろう重複センター 碧	生活介護	愛知県名古屋市中区守山区守牧町19	45	セルブ南風	施設入所支援・生活介護・就労継続B型	山口県宇部市あすとびあ2-2-15
21	聴覚・ろう重複センター 桃	就労継続支援B型	愛知県春日井市岩野町2丁目2-7	46	セルブ藤山	就労継続支援B型	山口県宇部市西平原4-2342-1
22	聴覚・ろう重複センター そら	日中一時支援	愛知県豊橋市堂坂町13番地	47	ぴあ南風	相談支援事業所	山口県宇部市鶴の島町5-21
23	聴覚・ろう重複センター ひまわり	日中一時支援	三重県津市垂水2868-7	48	ろうあ工房つつじ	地域活動支援センター	福岡県久留米市高良内町666
24	びわこみみの里	就労移行支援・生活訓練・就労継続支援B型	滋賀県守山市水保町165-1	49	ぶどうの木	就労継続支援B型	鹿児島市草牟田町6-1松尾ビル1F
25	いこいの村・栗の木寮	生活介護・施設入所支援	京都府綾部市十倉名畑町久瀬谷2				

(参考資料2)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算及び食事提供体制加算 取得状況

	平成28年12月国保連データより	平成29年4月 ろう重複協基礎データ調査より	
	視覚・聴覚言語障害者支援体制 加算の取得率(%)	視覚・聴覚言語障害者支援体制 加算の取得率(%)	食事提供体制加算の 取得率(%)
生活介護	1.7%	87.5%	62.5%
施設入所	3.3%	87.5%	
自立訓練(機能訓練)	9.9%	100.0%	100.0%
自立訓練(生活訓練)	0.4%	100.0%	0.0%
宿泊型自立訓練	0.0%	—	—
就労移行	0.6%	50.0%	0.0%
就労継続A	0.4%	—	—
就労継続B	1.0%	95.8%	54.1%
共同生活援助 (介護サービス包括型)	0.6%	—	
共同生活援助 (外部サービス利用型)	0.1%	—	
		全体 90.4%	全体 54.5%

(参考資料3)

全国聴覚・ろう重複児施設協議会(平成27年3月発足・現在13ヶ所)

No.	事業所名	児童発達支援	放課後等デイ	住所
1	聴覚障害児児童クラブきらきら	○	○	群馬県前橋市南町2丁目66-9
2	クラブかたつむり		○	東京都国分寺市日吉町4-29-12
3	きこえこども支援センターひなげし	○	○	石川県金沢市円光寺2-5-1
4	聴覚・ろう重複センターつくしっこ	○	○	愛知県名古屋市千種区今池南30番2号 川島第三ビル1-A
5	聴覚・ろう重複センター茜	○	○	愛知県岡崎市伊賀町字6丁目47
6	聴覚・ろう重複センター楓	○	○	愛知県豊橋市堂坂町13番地
7	舞鶴市聴覚障害児放課後等デイサービス「さくら」	○	○	京都府舞鶴市余部上2-9舞鶴市障害者総合支援センター内
8	京都聴覚障害児放課後等デイサービス「にじ」		○	京都府京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町519京都社会福祉会館3階
9	キッズステーション アウル		○	奈良県奈良市大宮町2丁目3 東急ドエル奈良パークビレジ10号棟106
10	放課後デイサービス手と手の広場		○	広島県広島市中区光南2丁目10-8西本ビル1F
11	たじま聴覚障害者センター児童通所支援事業所	○	○	兵庫県豊岡市城南町23番6号 豊岡健康福祉センター2階
12	スケッチブック		○	福岡県福岡市早良区荒江3-32-14
13	放課後等デイサービス事業所「デフキッズ」		○	鹿児島県鹿児島市下伊敷1-43-2 種子田コーポ2F

(参考資料4)

【聴覚障害児・者の地域生活支援の手引き「地域で生きる 拠点を創る」】について

当連盟ではこの度、(公財)みずほ福祉助成財団・平成27年度社会福祉助成事業「聴覚障害児・者の地域生活支援に関する研究」を行い、【聴覚障害児・者の地域生活支援の手引き「地域で生きる 拠点を創る」】(※参考資料)としてとりまとめました。

本書では、第1章で聴覚障害者を対象とした社会資源創出の歩みと今後の課題、第2章で児童デイサービス、地域活動支援センター、グループホームを設置した地域の事例紹介、第3章で施設創出に向けた準備の進め方、第4章で土地・建物の確保等、事業運営における留意点、第5章で聴覚障害児、ろう重複障害者、高齢聴覚障害者支援のポイント、第6章で調査結果から見た事業成功の秘訣などが、写真やグラフとともに紹介されています。

全国各地において、聴覚障害に配慮した放課後等デイサービス、地域活動支援センター、グループホーム等、聴覚障害児・者の地域生活を支援する施設作りに結びつくことを願っています。